

保険のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度に
加入している皆さんへ

高額介護合算療養費の支給申請書を送付

医療保険や介護保険には、
支払われた自己負担額について

区分	国保+介護保険 (70～74歳の世帯)	国保+介護保険 (70歳未満の世帯)	後期高齢者医療制度 +介護保険
一定以上所得者 (上位所得者)	67万円	126万円	67万円
一般	56万円	67万円	56万円
市民税非課税Ⅱ	31万円	34万円	31万円
市民税非課税Ⅰ	19万円		19万円

で、それぞれ高額療養費や高額介護サービス費制度などにより月単位で上限額が設けられています。この両方を負担している世帯の負担軽減を図るため、高額介護合算療養費制度を設けています。

高額介護合算療養費制度とは、一年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、一定の限度額を超えると高額介護合算療養費として支給する制度です。高額介護合算療養費は世帯単位で計算し、自己負担限度額は上表のとおりです。該当者には高額介護合算療養費支給申請書を送付します。

※自己負担額の合算額から自己負担限度額を差し引いたとき、500円以上である場合に支給します。ただし、医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象になりません。

せん。

合算対象期間 平成25年8月1日～平成26年7月31日までの12か月間

合算対象自己負担額 保険医療機関などで支払った自己負担額の合計額が対象です。

※ただし、国民健康保険に加入している70歳未満の人は、1つの医療機関で月2万1千円を超えた自己負担額のみが合算対象となり、高額療養費に該当し、支給を受けることができる場合は、その支給額を控除した額が支給対象です。

申請方法

△国民健康保険の加入者▽

該当者には支給申請書を送付しますので、保険課まで返送してください。

※なお、平成25年8月1日～平成26年7月31日までの間に次の事由に該当する人は、「自己負担額証明書」が必要な場合があります。必要な人は、保険課に連絡してください。

○転入や転出により保険証が変更となった人

△後期高齢者医療制度の加入者▽

該当者には府後期高齢者医療

広域連合から支給申請書を送付しますので、府後期高齢者医療広域連合まで返送してください。

※なお、平成25年8月1日～平成26年7月31日までの間に次の事由に該当する人は、申請書が送付されていなくても申請できる場合があります。詳しくは、府後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

○転入や転出によりお住まいの市町村に変更があった人

○新たに後期高齢者医療制度に加入した人

申請書の送付時期

平成27年1月末頃を予定

△国民健康保険の加入者▽

問 保険課 給付係

TEL 06・6992・1545

△後期高齢者医療制度の加入者▽

問 府後期高齢者医療広域連合 給付課

TEL 06・4790・2031

国民健康保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

夜間 1月19日(月)・20日(火)・22日(木)・23日(金)
いずれも19:30まで

休日 1月25日(日)10:00～15:00

場 保険収納課、保険課 市役所本館1階

TEL 06-6992-1538、1532、1545

※来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄関側)を利用してください。

※車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。